

標題:

船級・条約検査において安全管理システムに欠陥を見出した場合の取り扱いについて

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0445

発行日 2002年3月29日

各位

ご承知の通り、ISM コードは SOLAS 条約に採り入れられました。これにより SOLAS 条約は、船舶のハードの検査とソフトである ISM 審査が両輪となり船舶の安全を確保し、向上させることになりました。ハードの検査としての船級検査は毎年行われますが、船舶の ISM 審査は、2～3 年の間隔で行われます。この為本船の安全管理システムが十分に機能していない場合でも、SMC を発給した団体は長期に亘りその事実を知り得ることができませんでした。

そこでこれを補完する目的で、IACS (国際船級協会連合) では船級・条約検査時において、検査員が安全管理システムの欠陥があるかも知れないと判断した場合に、安全管理証書 (SMC) を発給している船級協会 (主管庁等他の団体を含む) に通知するという手順 (Procedural Requirements No.17) を策定しました。本会では、本手順を採り入れ 2002 年 4 月より以下の通り、通常の検査に加えて以下のチェックを行ないますので、お知らせ致します。

1. 船級の年次検査、中間検査及び定期検査時、検査員は安全管理システムが十分機能しているかどうか判定するためのチェックリスト (検査員が審査の技法を用いずにチェックできる内容) を用いて調査し、下記の事実が判明したら、担当検査員は本会安全管理システム部に報告します。又、その他の船級の定期的検査、臨時検査時もしくは条約検査時にも下記の事実が判明したら、担当検査員は本会安全管理システム部に報告します。
  - (1) 見出された技術的欠陥が会社に報告され、会社は何らかの対策を立て、修理する計画がない場合
  - (2) 効果的な保守が欠如していることを示す多数の技術的欠陥が見出された場合
  - (3) 船級・条約証書の停止もしくは消除に至るような技術的欠陥が見出された場合
  - (4) 船級もしくは条約要件とは関係ないが、船舶・乗組員の安全もしくは環境に著しく悪影響を及ぼすような状況を見出した場合
  - (5) 検査に関わる証書・文書類に不備があった場合
  - (6) 検査に関わる操作要件に不習熟が見出された場合
  - (7) 当該検査要件以外の船級・条約要件を遵守していない場合
2. 本会の安全管理システム部は、検査員より上記の報告を受けた場合、
  - (1) 本会が SMC を発給していないケースでは、SMC を発給している団体に通知することがあります。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ (URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp)) においてご覧いただけます。

- (2) 本会が SMC を発給しているケースでは、当該船舶の臨時審査を会社に要請することがあります。又、
  - (i) 本会が DOC を発給している場合、会社の臨時審査を会社に要請することがあります。又、他の管理船舶についても臨時審査を会社に要請することがあります。
  - (ii) 本会が DOC を発給していない場合、DOC を発給している船級協会に通知することがあります。
3. 対象船舶は、任意ISM規則の下に発給された SMC 以外の SMC (強制規則の下で本会が発給したもの、又は、他の船級協会もしくは団体が発給したもの) を所持している船舶です。すなわち、Phase II (2002 年 7 月 1 日適用船) の船舶でも SMC を所持していれば対象となります。
4. 尚、本会船級船で本会が SMC を発給している船舶の技術的欠陥、もしくは安全管理システムに関わる欠陥が、PSC (Port State Control) より本会に報告された場合、当該船舶の臨時審査を要請することがあります。又、本会船級船で本会以外の団体が SMC を発給している船舶の技術的欠陥、もしくは安全管理システムに関わる欠陥が本会に報告された場合、SMC 発給団体に通知することになります。

本手順による検査がより一層、船舶の安全運航に貢献できることを確信しております。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

もしくは

本部 情報センター 安全管理システム部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-5999

Fax: 043-294-7206

E-mail: smd@classnk.or.jp